

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六一三（災害を受けた職員の仕事）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
 平成三十一年三月二十九日
 人事院規則一六一三—四六
 人事院規則一六一三（災害を受けた職員の仕事）の一部を改正する人事院規則
 人事院規則一六一三（災害を受けた職員の仕事）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

人事院総裁 一宮なほみ

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(奨学援護金の支給) 第十五条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた日における当該各号に規定する補償に係る平均給与額が一万六千円以下である者には、奨学援護金を支給するものとする。次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る平均給与額が、同日において一万六千円を超えており、同日後一万六千円以下となつた者についても、同様とする。</p> <p>一 障害補償年金（第三級以上の障害等級に該当する障害に係るものに限る。次号、第十七条及び第十八条において同じ。）又は遺族補償年金を受ける権利を有する者のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校（一般課程にあつては、実施機関が当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると認められたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（次条において「公共職業能力</p> | <p>(奨学援護金の支給) 第十五条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至つた日における当該各号に規定する補償に係る平均給与額が一万六千円以下である者には、奨学援護金を支給するものとする。次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る平均給与額が、同日において一万六千円を超えており、同日後一万六千円以下となつた者についても、同様とする。</p> <p>一 障害補償年金（第三級以上の障害等級に該当する障害に係るものに限る。次号、第十七条及び第十八条において同じ。）又は遺族補償年金を受ける権利を有する者のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校（一般課程にあつては、実施機関が当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると認められたものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号に掲げる施設（次条において「公共職業能力</p> |

| | |
|---|--|
| <p>開発施設」といふ。）における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」といふ。）で学資の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万八千円</p> <p>四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号の人事院が定める者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者にあつては、一人につき月額三万九千円</p> | <p>開発施設」といふ。）における職業訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者若しくは同法第二十七条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練若しくは指導員訓練（人事院が定めるものに限る。次条において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」といふ。）で学資の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>二・三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第一学年から第三学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額一万六千円</p> <p>四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号の人事院が定める者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練若しくは指導員訓練を受ける者にあつては、一人につき月額三万九千円</p> |
|---|--|

附則
 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号
 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、並びに警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十八条、第二十三条第六項及び第二十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に關する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国家公安委員会委員長 山本 順三

改 正 後

(特定の種別の警備業務の実施基準)
第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に
 じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備
 業務を実施させなければならない。

| 種 別 | 警 備 員 | 人 数 |
|---|---|---|
| 一 [略] | 1 施設警備業務に係る一級検定合格警備員 2 施設警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 | 施設警備業務を行う敷地ごとに、一人 施設警備業務を行う敷地内の一の防護対象特定核燃料物質取扱施設ごとに、一人以上 |
| 二 施設警備業務(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設、同法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理施設又は同法第五十二条第二項第十号の使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百二十四号)第三条に規定する防護対象特定核燃料物質(以下単に「防護対象特定核燃料物質」という)を取り扱うもの(以下「防護対象特定核燃料物質取扱施設」という)に係るものに限る。) | | |

改 正 前

(特定の種別の警備業務の実施基準)
第二条 [同上]

| 種 別 | 警 備 員 | 人 数 |
|--|---|---|
| 一 [同上] | 1 施設警備業務に係る一級検定合格警備員 2 施設警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 | 施設警備業務を行う敷地ごとに、一人 施設警備業務を行う敷地内の一の防護対象特定核燃料物質取扱施設ごとに、一人以上 |
| 二 施設警備業務(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設、同法第五十一条の二第二項第二号の廃棄物管理施設又は同法第五十三条第二号の使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百二十四号)第三条に規定する防護対象特定核燃料物質(以下単に「防護対象特定核燃料物質」という)を取り扱うもの(以下「防護対象特定核燃料物質取扱施設」という)に係るものに限る。) | | |

別表第一 (第六条関係)

| 種別 | 試験区分 | 科目 | 判定の基準 |
|----------|------|---|--|
| | | | 試験科目 |
| 空港保安警備業務 | 学科試験 | 警備業務に関する基本的な事項 | <p>1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| | | 法令に関すること。 | <p>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)、航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| | | 乗客等の接遇に関すること。 | <p>1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 英語に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| | | 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。 | <p>1 金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具(以下「手荷物等検査用機械器具」という。)の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |

別表第一 (第六条関係)

| 種別 | 試験区分 | 科目 | 判定の基準 |
|----------|------|---|--|
| | | | 試験科目 |
| 空港保安警備業務 | 学科試験 | 警備業務に関する基本的な事項 | <p>1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| | | 法令に関すること。 | <p>1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)、航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| | | 乗客等の接遇に関すること。 | <p>1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 英語に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| | | 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。 | <p>1 金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具(以下「手荷物等検査用機械器具」という。)の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> <p>2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | <p>空港保安警備業務の管理に関すること。</p> | <p>空港に関すること。</p> | <p>3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> | <p>手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> | <p>3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | <p>空港保安警備業務の管理に関すること。</p> | <p>空港に関すること。</p> | <p>3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |
| <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> | <p>手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 警察署、地方出入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> | <p>3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>空港保安警備業務の管理に関する こと。</p> | <p>手荷物等検査に関すること。</p> | <p>乗客等の接遇に関する こと。</p> | <p>実技 試験</p> |
| <p>手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。</p> | <p>1 手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力を有すること。 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。</p> | <p>1 乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力を有すること。</p> | <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>空港保安警備業務の管理に関する こと。</p> | <p>手荷物等検査に関すること。</p> | <p>乗客等の接遇に関する こと。</p> | <p>実技 試験</p> |
| <p>手荷物等検査の手順の管理、作業環境の整備その他空港保安警備業務の能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。</p> | <p>1 手荷物等検査用機械器具を調整する高度に専門的な能力を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を操作する高度に専門的な能力を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する高度に専門的な能力を有すること。 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する高度に専門的な能力を有すること。</p> | <p>1 乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 英会話を行う高度に専門的な能力を有すること。</p> | <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。 4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。</p> |

別表第二(第六条関係)

| 種別 | 試験区分 | 科目 | 判定の基準 |
|---------------|------|-----------------------------|---|
| 空港保安警備業務 | 学科試験 | 警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 | 1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。 1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 |
| 乗客等の接遇に関すること。 | | | 1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 |

〔略〕

| | |
|---|--|
| 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 | 1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有すること。 3 護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。 4 その他応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。 |
|---|--|

別表第二(第六条関係)

| 種別 | 試験区分 | 科目 | 判定の基準 |
|---------------|------|-----------------------------|---|
| 空港保安警備業務 | 学科試験 | 警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 | 1 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。 2 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。 1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 |
| 乗客等の接遇に関すること。 | | | 1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 |

〔同上〕

| | |
|---|--|
| 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 | 1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有すること。 3 護身用具の使用法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。 4 その他応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。 |
|---|--|

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | <p>空港に関すること。</p> | <p>手荷物等検査に関すること。</p> | |
| <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。 3 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識を有すること。</p> | <p>2 英語に関する専門的な知識を有すること。 1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。</p> | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | <p>空港に関すること。</p> | <p>手荷物等検査に関すること。</p> | |
| <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する専門的な知識を有すること。 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識を有すること。 3 警察署、地方出入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識を有すること。</p> | <p>2 英語に関する専門的な知識を有すること。 1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識を有すること。 2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する専門的な知識を有すること。 5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。</p> | |

| | | 実技試験 | |
|--|--|--|---|
| | | 乗客等の接遇に関する事 乗客等の接遇に関する事。 | |
| | 手荷物等検査に関する事。 手荷物等検査に関する事。 | 乗客等の接遇を行う専門的な能力を有すること。 英会話を行う専門的な能力を有すること。 | 乗客等の接遇に関する事。 乗客等の接遇に関する事。 |
| 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。 | 1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難 | 1 乗客等の接遇を行う専門的な能力を有すること。 2 英会話を行う専門的な能力を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する専門的な能力を有すること。 | 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。 4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 |
| | | 乗客等の接遇に関する事 乗客等の接遇に関する事。 | |
| | 手荷物等検査に関する事。 手荷物等検査に関する事。 | 乗客等の接遇を行う専門的な能力を有すること。 英会話を行う専門的な能力を有すること。 | 乗客等の接遇に関する事。 乗客等の接遇に関する事。 |
| 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。 | 1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力を有すること。 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難 | 1 乗客等の接遇を行う専門的な能力を有すること。 2 英会話を行う専門的な能力を有すること。 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力を有すること。 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する専門的な能力を有すること。 | 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する専門的な知識を有すること。 4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。 |

| 種別 | | 講習 | | 科目 | 講習事項 | 講習時間 |
|--------------|----------|----|----|----------------|--|--|
| 空港保安 警備業務 | 学科 講習 | 区分 | 科目 | | | |
| | | | | 法令に関すること。 | 1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識 | 二時限 |
| | | | | 警備業務の実施に関すること。 | | 1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識 |
| | | | | | 1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識 2 英語に関する高度に専門的な知識 | 一時限 |
| | | | | | 1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識 2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識 3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識 | 四時限 |

別表第三(第十七条関係)

| | |
|-----|---|
| [略] | |
| | 等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 4 その他応急の措置を行う専門的な能力を有すること。 |

| 種別 | | 講習 | | 科目 | 講習事項 | 講習時間 |
|--------------|----------|----|----|----------------|--|--|
| 空港保安 警備業務 | 学科 講習 | 区分 | 科目 | | | |
| | | | | 法令に関すること。 | 1 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する高度に専門的な知識 2 航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識 | 二時限 |
| | | | | 警備業務の実施に関すること。 | | 1 警備業務実施の基本原則に関する高度に専門的な知識 2 警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識 |
| | | | | | 1 乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識 2 英語に関する高度に専門的な知識 | 一時限 |
| | | | | | 1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識 2 手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識 3 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する高度に専門的な知識 | 四時限 |

別表第三(第十七条関係)

| | |
|------|---|
| [同上] | |
| | 等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力を有すること。 3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する専門的な能力を有すること。 4 その他応急の措置を行う専門的な能力を有すること。 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | | | |
| <p>4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> <p>3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識</p> <p>2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識</p> <p>3 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識</p> | <p>4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識</p> <p>5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> |
| <p>一時限</p> | <p>一時限</p> | <p>一時限</p> | <p>一時限</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | | | |
| <p>4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> <p>3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する高度に専門的な知識</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識</p> <p>2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門的な知識</p> <p>3 警察署、地方出入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する高度に専門的な知識</p> | <p>4 手荷物等検査用機械器具の故障及び不調の原因並びにその対策に関する高度に専門的な知識</p> <p>5 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止するため必要な事項に関する高度に専門的な知識</p> |
| <p>一時限</p> | <p>一時限</p> | <p>一時限</p> | <p>一時限</p> |

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | | | |
|-----|--|--|--|
| [略] | | | 実技 講習 |
| | 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 | | 警備業務の実施に関すること。 |
| | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力</p> <p>3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力</p> <p>4 その他応急の措置を行う高度に専門的な能力</p> | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力</p> <p>3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力</p> <p>4 その他応急の措置を行う高度に専門的な能力</p> | <p>1 乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力</p> <p>2 英会話を行う高度に専門的な能力</p> |
| | 一時限 | 二時限 | 四時限 |

| | | | |
|------|--|--|--|
| [同上] | | | 実技 講習 |
| | 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 | | 警備業務の実施に関すること。 |
| | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力</p> <p>3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力</p> <p>4 その他応急の措置を行う高度に専門的な能力</p> | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力</p> <p>3 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力</p> <p>4 その他応急の措置を行う高度に専門的な能力</p> | <p>1 乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力</p> <p>2 英会話を行う高度に専門的な能力</p> |
| | 一時限 | 二時限 | 四時限 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>実技 講習 警備業務の実施に関する こと。</p> | <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する専門的な知識 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識 3 警察署、地方出入国在留管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識</p> |
| <p>1 手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力 2 手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する専門的な能力</p> | <p>1 乗客等の接遇を行う専門的な能力 2 英会話を行う専門的な能力 3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する専門的な知識 4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p> | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p> |
| <p>六時限</p> | <p>一時限</p> | <p>一時限</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>実技 講習 警備業務の実施に関する こと。</p> | <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</p> | <p>1 空港の施設及び管理に関する専門的な知識 2 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識 3 警察署、地方出入国管理局の出張所、税関支署その他の関係行政機関の業務に関する専門的な知識</p> |
| <p>1 手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力 2 手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力 3 手荷物等検査用機械器具を点検し、故障を発見する専門的な能力 4 その他手荷物等検査により、航空の危険を生じさせるおそれのある物件を発見し、それが航空機内へ持ち込まれることを防止する専門的な能力</p> | <p>1 乗客等の接遇を行う専門的な能力 2 英会話を行う専門的な能力 3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する専門的な知識 4 その他応急の措置を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p> | <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識 2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行うため必要な事項に関する専門的な知識</p> |
| <p>六時限</p> | <p>一時限</p> | <p>一時限</p> |

| | |
|---|---|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | [略] |
| <p>この規則は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の表の改正規定(第五十一条の二第二項第二号)を「第五十一条の二第三項第二号」に改める部分に限る。公布の日</p> <p>二 第二条の表の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日</p> | <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における緊急の措置に関すること。</p> <p>一時限</p> <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力</p> <p>3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する専門的な能力</p> <p>4 その他緊急の措置を行う専門的な能力</p> |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | [同上] |
| <p>航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における緊急の措置に関すること。</p> <p>一時限</p> <p>1 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力</p> <p>2 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う専門的な能力</p> <p>3 護身用具の使用方法及その他の護身の方法に関する専門的な能力</p> <p>4 その他緊急の措置を行う専門的な能力</p> | |

告 示

○内閣府告示第三十二号
 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二二号)第十八条の二第一項の規定に基づき、次の区域を平成三十一年三月二十九日付で特定駐留軍用地跡地に指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。
 平成三十一年三月二十九日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

○国家公安委員会告示第十五号
 次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成三十一年三月二十九日
 国家公安委員会委員長 山本 順三

1 変更前
 国籍 カウジアラビヤ 名簿に記載された年月日 2019年2月28日
 2 変更後
 国籍 不明 名簿に記載された年月日 2019年2月28日
 ○総務省告示第百四十一号
 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件)の一部を次のように改正する。
 平成三十一年三月二十九日
 総務大臣 石田 真敏

| | |
|---|---|
| <p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)以下「施行法」という。第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下「一元化法」という。附則第七十五条第一号の規定により、平成三十一年度以後の各年度における</p> | <p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)以下「施行法」という。第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下「一元化法」という。附則第七十五条第一号の規定により、平成三十一年度以後の各年度における</p> |
| 改 正 後 | 改 正 前 |